

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

② 評価調査者研修修了番号

全国 SK18166・愛福評 10014・愛福評 19104

③ 施設の情報

名称：愛媛県立愛媛母子生活支援センター	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：上城戸 裕子	定員（利用人数）：20世帯(7世帯)
所在地：愛媛県松山市	
TEL：089-925-2678	ホームページ： http://www.ehime-swc.or.jp/facility/boshi
【施設の概要】	
開設年月日 平成10年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団（設置主体：愛媛県）	
職員数	常勤職員：7名 非常勤職員 4名
有資格職員数	(資格の名称)
	施設長 1名 母子支援員 2名 少年指導員 1名
	心理療法担当職員 1名 個別対応職員 1名 調理員 1名
施設・設備の概要	(居室数) 21室 うち、バリアフリー室1室 緊急一時保護室1室
	(設備等) 医務室、宿直室、集会室、 心理療法室

③ 理念・基本方針

【基本理念】

母親と子どもの人権を尊重し、その生活を保護することにより子どもの健全育成を進めることを基本理念とし、さまざまな事情で物心ともに不安定な状況にある母子を入所させて、相談や助言を行い、自立した家庭生活の実現による子どもの健康と成長に必要な支援を行います。

【基本方針】

・関係行政機関や福祉団体等と連携協調しながら、地域社会の中で自分の意思と責任により生活が送れるよう専門職員や心理療法員により支援します。

- ・子どもの健全育成にあたっては、集団生活での人間関係、家族関係及び基本的な生活習慣のあり方などについて少年指導員を中心に助言、指導を行います。
- ・また、施設利用者の個人情報の保護及び秘密厳守の徹底を図るとともに、全職員が常に専門知識の習得や事例研究に努め、複雑多岐にわたる利用者の状況に対応できる安全で快適な施設運営に努めます。

⑤施設の特徴的な取組

母子の自立促進を図るため、母子支援員及び少年指導員のほか心理療法担当職員や個別対応職員を常勤配置し、施設利用者の生活全般を支援しながら、母子世帯に必要な指導等を行います。

また、支援体制充実のため職員の勤務を3交代制として、利用者の生活状況に適応した体制を整えています。なお、夜間及び休日においては舎監を配置し、夜間警備体制を整えており、機械警備や防犯カメラを導入することにより、追いかける等の危険性を考慮し、防犯体制を強化しています。

他に、婦人相談所の緊急一時保護委託事業や、松山市からの子育て短期支援事業を受託しており、DV被害等により避難する母子及び女性の保護に取り組んでいます。広域入所の受入れにも対応しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年10月17日（契約日）～ 令和2年3月10日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年）	平成28年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 職員間の共通認識や連携体制が図られていることが質の高い支援につながっている。

きめ細やかな観察により、利用者の変化やニーズの把握が適切に行われており、職員間での情報共有と整理が有効に行われていることが支援記録や文書管理状態からうかがわれる。

2. 研修体制の充実や経営課題に対する組織的取り組みが意欲的に行われている。

利用者の支援ニーズに沿った研修テーマをバランスよく年間に計画し、雇用形態に関わらず業務の一環として参加できる状況を保証されている。また、心理療法職員の配置や、経験年数の長い職員からの専門的な助言を、職場内で共有することのできる体制がある。経営課題について全職員が把握し、入所世帯のいない自治体に対して全職員が分担して自治体訪問し、母子生活支援施設の支援内容の周知を図り潜在的ニーズへのアプローチに努めている。

3. 他機関連携に努め、総合的な支援体制のもとで自立支援を促進している。

アセスメント様式の改善に努めており、生活課題とニーズを整理した上で、入所当初から関係機関との連携を促進させている。関係機関への同行支援も積極的に行い、代弁や情報共有を図っている。

4. 専門的支援の効果について、数値化や文書化など可視化に取り組んでいる。

行事の企画において PDCA サイクルのもと、行事参加率や心理療法担当職員によるカウンセリングの実績回答数を数値化し、支援の有効性を検証しながら実施している。日々の支援記録を世帯別支援へ活かすファイリングの工夫がなされている。

5. 全入所母子を対象にした人権擁護への丁寧な取り組みが継続的に行われていることは評価される。

毎年、幼児・児童・母親と対象別に、人権擁護や不適切な関わりを予防する体験型学習の心理教育プログラム（以下、CAP プログラムという）が、継続的に提供されている。

◇改善を求められる点

1. 夜間・土日の時間帯に専門性のある職員が勤務していない。

特に、土日の時間帯は、入所者が最も長く過ごす時間帯であり支援ニーズもあることが推測されることから、専門職員の勤務体制については改善が望まれる。

2. 就学前の子どもの自立支援計画が個別に作成されていない。

就学後の子どもの自立支援計画は作成されているが、就学前の子どもの自立支援計画は、母親の支援計画の一部となっている。当施設は児童福祉施設であることから、年齢に関係なく、発達段階や発達課題に応じた自立支援計画の作成が望まれる。

3. 預かり支援や専門機関への同行支援に関する支援実績が可視化されていない。

当施設では、世帯の状況に応じて子どもの預かり支援や専門機関への同行支援を積極的に行っている。これらの実績回数を数値化し記録することで支援の有効性や職員配置の根拠になることが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当施設の事業内容について、客観的に見直す良い機会となるとともに、改善すべき課題がより具体的になった。特に預かり支援や同行支援等の支援実績の可視化については直ちに改善可能であり、早急に取り組むたいと考えている。

これからも職員が共通認識をもって、それぞれの課題の改善に努め、入所者の自立に向けて、より一層利用者に寄り添った良質な支援の実現を目指したい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針が、パンフレットやホームページに分かりやすく記載されている。母親と子どもには、入所時に入園のしおりを使い丁寧に説明がなされている。また、入園のしおりはファイル綴りで入所者に渡しており、常時確認ができる配慮と差し替え時に確認をする工夫がなされている。職員においては、文書化されたものを各自が持ち周知が図られていると共に日々支援の中で意識した話し合いがもたれている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓓ・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉事業全体の動向や地域の需要等については、研修会や施設長会等で情報を得ている。単年度毎に、母親や子どもの数・支援のニーズ等の把握を行い、課題の分析を行っている。今後、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためにも、蓄積されたデータの活用を期待したい。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>経営状況の把握や改善すべき課題について、役員及び職員に周知されている。今年度は、事業計画における経営目標（数値目標）を明確にし、施設長・職員共に取り組んでいる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>指定管理を受けるときに、理念や基本方針に基づき、中・長期計画が策定されている。支援の内容等の現状分析を行い、目標を達成するための計画が策定されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画に、中・長期計画の内容が反映されており、経営目標（数値目標）が設定されており、実現に向けた取り組みがなされている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、定められた時期に職員参画のもと策定されている。事業計画の評価と見直しは職員会議や日々の話し合いの中で行われることから、職員は十分に理解するとともに意見が反映されたり集約されたりしている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>入所時に支援の内容等を記載した「入所のしおり」を渡すとともに、丁寧な説明を行っている。また、行事計画は毎月定例会に行事予定表を作成し配布している。小学生向けの配布資料にはルビを打つなど工夫がなされている。今後は、母親と子どもがより理解しやすい工夫をしたいとの意向がある。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>支援の質の向上を目指すうえで、計画的な研修体制（人材育成）や日頃からPDCAサイクルを意識した話し合いが行われている。より質の向上を目指すうえでも、定められた評価基準に基づいた自己評価を定期的に行うことが望まれる。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価等の評価結果やそれに基づく課題が事業計画に盛り込まれている。職員間では、日々話し合いの中で課題の共有化が図られており、改善できるものについては随時修正を行っている。今後は、中・長期計画の中で取り組むべき課題等を含め、定期的に見直す仕組みを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、職務分担を文書化するとともに、職員会議やケース検討会議、日々話し合いの中で表明し職員に周知している。経営目標に向けて、リーダーシップを発揮し職員と共に取り組んでいる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、経営管理者として法人本部が実施する研修会に参加し、必要な知識の習得に努めている。また、愛媛県や保健所等からの情報提供は、随時職員に周知している。今後は、福祉分野に関わらず環境等への配慮に関することにも取り組まれることを期待したい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、自立支援計画やケース記録等の書面を定期的に確認し、評価・分析を行っているが、書面化されていない。職員会議や日々話し合いの中で、見直しや改善点があれば支援の質の向上に向けて取り組んでいる。また、施設長は研修を行い職員の資質能力向上に寄与している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c

<p><コメント></p> <p>施設長は、管理運営の基本理念の実現に向けて、人員配置や、職員が安心して働きやすい環境作りに意識して取り組んでいる。また、経営課題に向けて職員全体で話し合い、改善に向けて取り組んでいる。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>施設外研修では業務に関する情報収集、専門知識の向上、関係機関との連携を目的に全職員が計画的に参加できる仕組みがある。利用者にとって質の高いサービスを提供することができるよう専門職員・心理療法職員・少年指導員が配置されている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理は、法人本部の規定に基づき管理運営されている。「人材育成基本方針」や「センターの管理運営に関する事業計画書」を策定し、期待する職員像を明確にして職員へ周知している。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>法人本部が労務管理を行っており、職員の就業状況を把握している。「人材育成基本方針」を策定し、職員の心身の健康と安全の確保に努め職員に周知している。今後は、定期的に職員と個別面談の機会を設け、就業状況や意向・意見を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいきたいとの意向がある。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>法人本部が掲げる経営理念に期待する職員像が明示されており、職員の資質・能力の向上を目指し計画的に人材育成を進めている。今後は、職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定し、進捗状況や達成度の確認を行いたいとの意向がある。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊦・c

<p><コメント></p> <p>法人本部が掲げる経営理念やセンターの管理運営に関する基本方針に職員の専門性の向上が明示され、教育・研修計画が策定されている。しかし母子生活支援施設の専門職員として、支援の質の向上のための系統だった計画とはなっていないため、定期的に計画の評価と見直しが期待される。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>法人本部が示す職員研修計画に基づき、職員の職務や専門技術の向上に向けた研修を実施している。研修報告は、全職員が共有できるよう職員会議の中で報告したり供覧したりしている。外部研修に関する情報提供も行うとともに参加しやすい配慮がなされている。スーパーバイズの体制整備については、内部での人材を活用することが望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>実習生を受け入れる体制はあり、専門職（研修医や看護師等）の施設見学等の受け入れは行っているが、実習生等の支援に関わる研修・育成についてのマニュアルはない。今後、実習生受け入れ要領等の整備を予定している。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>ホームページに法人の経営理念や基本方針、事業内容、施設紹介等が公開されている。また、パンフレットや入所についての資料を作成し、県内の各市町村の福祉事務所他関係機関に配布し、PR活動を行っている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>設置主体である愛媛県から外部監査が入り公認会計士の指導は受けているが、法人独自の外部監査は実施していない。施設における事務、経理等については、法人内における各種規定にそった業務が実施されておりチェック体制がある。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>町内会に加入し、施設長が地域の健全育成の構成員を務めたり、要請があれば地方祭に駐車場スペースの提供を行ったり、地域の子どもの防犯の取り組みに協力している。施設の特性から、地域との交流には限界があるため、利用世帯のプライバシーを優先し、できることに取り組んでいる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>大学生ボランティアによるクリスマス会など施設の行事を対象にした受け入れを行っている。ボランティアの受け入れを検討していきたいという意向があり、施設の特性に配慮したボランティア受け入れマニュアルの作成や研修について検討されることが期待される。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>当該地域の必要な社会資源を支援マニュアルとして整備し、職員間で情報共有している。利用世帯の個々の状況に合わせ、関係機関に積極的に連携を求め、会議に参加している。関係機関との連携の詳細を記録し、実践の蓄積に努めている。アフターケアについては、退所までに関係機関とつないでいる。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長が、地域の小学校の支援団体や町内会員として地域の子育て支援活動に参加する中で、地域のニーズを把握している。また、法人本部の実施事業を通じて地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>市町のDV支援の研修会にて講師を務めたり、関係機関からの相談や見学を受け入れるなどして、地域貢献をしている。地域の福祉ニーズの把握の必要性について課題を感じており、今後は、施設の特性の限界をふまえつつ、地域貢献できる事業について検討の意向はある。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>入所のしおりや支援マニュアルに基本理念や基本方針、支援のあり方を示し、職員間で共通理解が図られている。母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮については、職員間で勉強会を実施し、入所世帯の自立支援計画の経過観察や支援評価を定期的に話し合いの際にも確認し、適宜見直しを行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>権利擁護とプライバシー保護に関する規定やマニュアルが整備されている。職員は積極的に研修に参加し、意思統一を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>支援の利用に必要な情報は、パンフレットや入所マニュアルを整備している。子ども用の資料には漢字にルビをふるなどの工夫をしている。見学等は依頼があれば、その都度、どの職員でも対応できるように情報を共有し、母子の意向を丁寧に聞き取り対応している。新しい情報は適宜追記し、毎月行う定例会の機会に口頭でも丁寧な説明を行うようにしている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>入所のしおりを用いて、丁寧な説明や情報提供を心掛け、母子が主体的に支援内容を自己決定できるように支援している実績がある。支援の開始・過程においては母子の同意を得た上で書面が残されている。意思決定が困難な母子への配慮については、職員の経験則によるものの、適切な対応はできている。今後は、支援の質を保つために、文書化を進めたいとの意向があるため、実現化が期待される。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊐・c

<p><コメント></p> <p>支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等は、各関係機関に適切な引き継ぎが行われており、地域の社会資源についての情報提供が行われている。施設退所後、母子支援員や心理療法担当職員が生活面や精神面でも支えられる体制があることを利用者に口頭にて伝えており、支援実績もある。今後は、書面での説明文書の作成や退所後のケアマニュアルの整備を進めていきたいという意向があるので、実現が期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>施設行事については満足度調査を実施しており、母親と子どもの個別の満足を把握するために、母親定例会と子ども定例会において、意見の聞き取りを行っている。個人の要望は把握することができているが、次年度以降は、第三者評価の利用者アンケートを参考にして調査を実施するなどの具体案を構想されているため、実現が期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みについては、入所のしおりに明記し、入所後の面接において口頭での説明と掲示板にて常時周知している。近年苦情の申請はないが、苦情があった場合は、対応マニュアルを整備しており、職員間で解決に向けて円滑に対応し、利用者全体に報告した実績はある。苦情記入カードの配布や匿名でのアンケートは実施していないが、個人が特定されない方法で意見表明の機会を設けるよう工夫されることが期待される。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>入所のしおりに、全職員の氏名を載せたり、相談機関を紹介したりするなど、複数の相談方法や相手を明示している。相談時には託児を行い、部屋を確保するなど母子が相談しやすい条件や環境整備に努めている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員は日々の支援において、母子が相談しやすく意見を述べやすいように状況をよく観察し、積極的に働きかけ傾聴に努めている。対応した際にはマニュアルに基づき整理し、職員間で共有する流れが定着している。利用者への報告は定例会で行うなど、利用者へのフィードバックの実績もある。今後は意見箱の設置、アンケートの実施などの意見把握の選択肢が増えることも期待される。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>緊急事態発生対応と消防計画のマニュアルの整備だけでなく、チェックリストやヒヤリハット報告書など、緊急時に落ち着いて正確に対応できる書面の整備を行っている。また、不審者への対応や防災に関しては、訓練を定期的に行っている。ヒヤリハット報告書については、職員間で事例をもとに発生要因の分析や改善及び再発予防の話し合いは行っているが、話し合いの結果を記録に残していない。今後は、毎月の安全点検実施時に記録として蓄積していくという具体案まで着想されているため、実現されることが期待される。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防に関しては、学校や保健センターからの注意喚起のポスターの掲示で周知し、定例会でも口頭で説明を行っている。インフルエンザの予防接種に関しては、金銭的な補助を行っている。予防の取り組みや感染発生時の対応が経験則で実施されているが、施設内で感染が拡大したことはない。今後は対応マニュアルなどの文書化による周知徹底が図られることが期待される。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事業継続計画を定め定期的に訓練を実施し、その都度改善点の見直しを行っている。備蓄リストが作成され、管理者により適切に管理されている。施設内での安否確認方法は決められているが、外出時の安否確認方法については、母親への個別の連絡先の把握や災害の種別ごとに避難先の周知は行っているものの、今後は伝言ダイヤルの利用の検討など、多様な状況を想定した連絡手段を検討されており、実現に期待される。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>支援の標準的な実施方法については、マニュアルが整備され職員間で共通認識のもと支援が行われている。定期的なケース会議以外に、話し合いの機会を設け職員間で対応の差異が生じないように、記録に残したりするなどの工夫に努めている。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>支援マニュアルの見直しは、適宜行われている。近年、アセスメントシートの改訂を行い、支援計画の項目を追加したり、施設の事業に反映させたりするなどの連動性をもたせている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は、心理療法担当職員や少年指導員等の話し合いの結果を踏まえて作成されている。アセスメントにおいては、見直しを適宜行い改良を重ねるとともに、関係機関からの情報をふまえ、施設独自の質問様式を作成している。支援困難ケースの対応においては、関係機関との連携を円滑に行い適切な支援が行われている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>母子のニーズや状況の変化をふまえ、自立支援計画の見直しを入所面談後6か月ごとに行っている。個別の状況に応じて母子と話し合いを行い、母子の意向を反映させて作成し、支援内容の変化がある場合は一緒に確認している。自立支援計画を緊急に変更するという状況が今までなかったため、その場合の仕組みがマニュアル化されていない。該当状況に関する情報収集を行い、マニュアルに追記されることが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>支援の実施記録に関する統一様式はあり、ケース会議等で記録の内容や書き方に差異が生じないように確認は行われている。施設内での情報の流れは明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に整理されている。パソコン上での情報共有の仕組みはある。記録要領の作成の整備に向けての構想はあるため、実現が期待される。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>記録の管理体制は、個人情報保護規定に基づき適切に対応されており、さらに、職員会議等においても個別研修の機会ととらえ、注意喚起に努めている。これまで不適正な利用等が生じていないため、実際に生じた場合の対策や対応方法については明確に規定されていない。課題意識を持っているため、整備について実現されることが期待される。</p>		

内容評価基準（27項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊸・c
<p><コメント></p> <p>権利擁護についてのマニュアルを整備するだけでなく、確実に実践するために職員は各種の研修を受け、共有を行っている。さらに、日々の母子への関わりの際の言葉の選び方なども詳細に検証し、記録に蓄積したりするなどの取り組みが行われ、意識が高い。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	㊸・c
<p><コメント></p> <p>権利侵害を防止するために、法人本部の規定が整備されている。不適切な関わりのおこりやすい場面について、施設長と職員間でOJTが行われており、情報共有したことを記録として蓄積できている。また、担当以外の職員も必要に応じて母子に関わることで、不適切な関わりが起こらないような支援体制に努めている。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>暴力や脅かし・人格を辱める不適切な行為に関する具体的予防法を体験的に学習できる心理教育プログラム（CAPプログラム）を、毎年全入所世帯と全職員が受講し対策に努めている。CAPプログラムの受講に際しては、幼児・児童・母親と対象別の内容を提供している。その他にも、心理療法担当職員による入所児童や母子を対象に各種心理ケアプログラムを提供している。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>子どもにはCAPプログラムを提供し、子どもが自分で身を守るための知識・具体的方法について、学習する機会を毎年設けている。</p>		

<p>また、母子でのかかわりの様子や母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないように観察し、必要に応じ関係機関とも情報共有し対応している。夜間、土日の支援員が不在時の対応に課題意識があるため、舎監との情報共有を密に図り、緊急時を想定して対応できる備えはある。今後は、特に、土日の時間帯は、入所者が最も長く過ごす時間帯であり、支援ニーズもあることが推測されることから、専門職員の勤務体制については改善が望まれる。</p>		
<p>A-1-(3) 思想や信教の自由の保障</p>		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>思想や信教の自由については、センター内での宣伝や勧誘を禁止するなどの一定のルールのもと入所のしおりにも保障されることが明記されている。CAP プログラムを全入所者に毎年受講してもらい、権利意識の向上に努めている。</p>		
<p>A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>学齢児童を対象にしたセンター内の週2回の預かり事業の活動において、プログラムを決める際に子どもの意向や主体性に配慮するように努めている。母親に対しては、個々の就労状況や自立に向けての課題が異なることや、母親の負担を配慮しつつ主体性が担保できる工夫として、自治会の進行や記録を母親が順番に担当する仕組みを取り入れるなど、バランスに配慮して支援している。</p>		
<p>A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活</p>		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>母子の主体性を尊重し、ストレングス（長所や強み）の視点に基づいて支援を行っている。今後は、アセスメント項目や支援記録にそのような関わりの実際を記録していくことが期待される。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>親子行事、母親講座、子ども会行事、クリスマス会など母からの要望はアンケートで把握し、子どもからの要望は聞き取り行うなどの工夫をしている。参加率の高さから参画への工夫の効果が示されている。入所世帯の子どもの年齢幅が広がった時の工夫が、今後の検討課題として意識されている。</p>		

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>退所後の支援は、母子からの要望に応じ来所や電話相談を行い、必要に応じて関係機関との調整や関係機関への同行を行った実績がある。退所までに、必要な時にはセンターに頼れる関係をつくり、関係機関に積極的につなげ、支援先リストを渡すなどの対応をしている。標準的な支援としては、施設から積極的に退所後の訪問や電話は行っていない。ただし、潜在的ニーズに対応できるよう年賀状などのやりとりを行うなどの施設からのアプローチは行っている。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>個別の課題に対して、担当職員が中心となり自立支援計画を母親と就学後の子ども用のそれぞれを作成し、職員間で共有している。支援の進捗状況の把握や再評価を、全職員で6か月ごとに見直しを行い、課題解決に向けて情報共有できている。心理療法担当職員や個別対応職員の専門性を活かした連携体制は整備されている。就労や生活の支援に必要な社会資源リストを作成し、利用の促進に努めている。就学前の子どもの自立支援計画は母親の支援計画の一部となっているため、今後は個別に作成されることが望まれる。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>入所当初は各種の手続きの相談や同行支援を実施したり、不足する生活用具や家財道具は6か月を目安に貸出したりするなど、安心して生活を開始できる取り組みがある。また、心理療法担当職員による面接は、入所後3回は全母親に実施し、その後は要望に応じて適宜利用できるというルールになっており、潜在的な生活課題やニーズを発見できる仕組みがある。個々の居室内に生活に必要なものは整備されており、鍵がかけられるなどのプライバシーは確保されており、共同利用が必要なものはない。各居室の安全点検等も事前に委任状をとるなどの配慮をしてから実施している。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	㊸・b・c

<p><コメント></p> <p>家庭生活に必要な支援としては、体調不良時には買物代行や処方薬の確認、家事支援のヘルパー事業の仲介、家計簿の指導などを母親からの要請によって行っている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>母親の子育て支援については、心理療法担当職員と母子支援員が連携して、子どもの発達段階や発達課題に応じた関わり方の見本行動を示したり、助言したりしている。必要に応じて、医療機関と連携できるように同行したりしている。不適切な関わりが発見された時は、関係機関とのケース会議での方針を踏まえて適切に対応している。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>行事等を通して母親同士が交流できる機会を設けている。母親が対人関係にストレスを感じている時には、希望に応じて心理療法担当職員によるカウンセリングを行っている。子どもに対しては、母親の同意を得た上で、心理療法担当職員がカウンセリングを行っている。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>週2回のセンター内の預かり事業を実施しており、児童は学校の子ども教室や放課後児童クラブと併用している。落ち着いて学習に取り組める環境を整え、活動内容は、子どもの成長・発達の段階に応じたプログラム等が用意されている。また、保育所への送迎や必要に応じて預かりなどの支援も行っている。職員体制の問題から夜間・休日等のニーズに応じた様々な保育支援が望まれる。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>居室を活用し、家庭的な雰囲気の中で週2回のセンター内の預かり事業を実施し、年齢・発達段階に応じた学習支援を行っている。学習ボランティア受け入れの体制はあるが、児童の減少により学習ボランティアの依頼は行っていない。日頃から、母親や児童と話す機会を設けており、学習の状況等把握できるよう心掛けている。また、職員が個別に悩み等の相談や必要な情報提供を行っている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・㊸・c

<p><コメント></p> <p>幼児・児童・母親のグループに分かれて、CAPプログラムを活用し専門講師による勉強会を、継続して行っている。職員は、日頃から母親以外のおとなとも信頼関係が構築できるよう、挨拶や声掛けを行うことを意識して取り組んでいる。</p>		
A⑩	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>職員間で、性教育のあり方について話し合う機会は設けたり、CAPプログラムの中で性教育に関することを学んだりしているが、知識が十分ではないと認識されている。今後、子どもの疑問や不安に正しい知識を持って応えられるよう、職員が性教育の研修会へ参加するなど、正しい知識を得る機会を設けていきたいという意向がある。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>緊急一時保護受入れ体制は整備されており、緊急利用のための生活用品も備わっており、すぐに生活できる環境が整っている。現状の職員体制では深夜や休日の受け入れは難しい。今後は、責任体制の文書整備や緊急利用受け入れ体制の充実が期待される。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前から保護命令制度等の情報提供を母親や関係者等に行うとともに、入所後も状況の変化に応じて関係機関等と連携をしながら対応できる支援体制が整っている。母親と子どもが安心して生活できる支援を行うとともに、行政や裁判所等、各関係機関への同行支援も行っている。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員が愛媛県DV防止対策連絡会等に参加し、正しい情報と知識を習得し支援を行っている。また、常勤で心理療法担当職員が配置されており、入所時に母親及び必要とされる子ども対象に心理的アセスメントを行うとともに、利用者からの申し出によりカウンセリングを行う体制が整っている。また、必要に応じて外部の専門機関も紹介している。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員によるプレイセラピーを行うなどの専門的ケアを行っている。週2回のセンター内預かり事業や子ども会活動の中で、職員に自分の思いや気持ちを話せるような関わりを通して、自尊心や自己肯定感の向上を図る支援を、全職員共通認識のもと取り組んでいる。</p>		
A⑳	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが安心して母親と暮らせるよう支援を行なっているが、必要があれば児童相談所と連携して対応している。関係者が子どもの最善の利益を優先する方向性を共有しており、児童相談所・市町・福祉事務所等・保育所・学校の関係機関と必要に応じてケース会議を行うなどスムーズな支援が行えている。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉑	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもの悩みや不安を、母子支援員・少年指導員・心理療法担当職員がそれぞれの役割を担いながら、相談に応じ調整を行っている。他の親族との関係調整については、母親の要望に合わせ、家族関係の調整を行うこともある。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉒	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>配慮が必要な母親と子どもに対しては、同意を得て公的機関や保育所・学校・病院等と連携した支援を行っている。今後は、外国人の母親と子どもの入居も想定されることから、様々な社会資源を活用したサポート体制の構築が期待される。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉓	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>母親の心身の状況や能力・適正・経験・希望に合わせて、ハローワークに同行したり資格取得に向けての情報提供を行っている。今年度より、学齢期の児童においては週2回センター内預かり事業を実施しているが、職員体制の問題から土日の補完保育は実施していない。母親が休日に活動（資格取得等）しやすい体制づくりが期待される。</p>		

A⑳	A-2-(9)-㉔ 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>母親の就労安定のために、母親の状態を理解し、相談や助言など個々に対応している。福祉的就労については、法人内にある中間支援施設を活用する等、関係機関と連携しながら支援を行っている。</p>		